

2007年3月30日公表

2007年6月6日改訂

2008年5月12日改訂

2009年4月1日改訂

仲裁人及び調停人候補者の選定並びに助言者の委嘱に関する指針

1. 一般財団法人日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁規則第20条第3項¹、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第23条第4項²及び特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第23条第3項³におけるスポーツ仲裁人候補、及び特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あつせん)規則第5条⁴におけるスポーツ調停人候補について、下記の要件をすべて具備することを条件として選定し、スポーツ仲裁人候補者リスト及びスポーツ調停人候補者リストをそれぞれ作成する。

- (a) 弁護士、大学における法学系科目の講義担当者などの法律専門職にあること、又はこれに相当する法的素養があること。
- (b) スポーツについて理解があること。
- (c) 独立して、公平・適正な判断を下せること。
- (d) 原則として、既存のスポーツ仲裁人候補者又はスポーツ調停人候補者からの推薦があること。

2. 特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あつせん)規則第17条第2項⁵に定める助言者は、スポーツ調停人候補者リスト掲載者のうち弁護士であって、予め助言者としての任務を果たすことを承諾しているものとし、そのリストにその旨を付記する。

注

¹ スポーツ仲裁規則第20条3項は、「日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人候補を掲載したスポーツ仲裁人リストを作成し、必要に応じ随時更新するものとする。」と規定している。

² ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第23条第4項は、前掲注1に掲げた条文と同文である。

³ 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第23条第3項は、前掲注1上の上の上のに掲げた条文と同文である。

⁴ 特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん) 規則第 5 条は、「日本スポーツ仲裁機構は、調停人候補を掲載したスポーツ調停人候補者リストを作成し、必要に応じ随時更新するものとする。」と規定している。

⁵ 特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん) 規則第 17 条第 2 項は、「調停人が弁護士ではない場合には、調停の実施に当たり、法令の解釈適用に関する専門的知識に基づく助言を得ることができるようにするため、日本スポーツ仲裁機構がスポーツ調停人候補者リストに掲載されている弁護士（以下「助言者」という。）1 名を選任し、その者からの助言を受けることができるよう措置する。」と規定している。